

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致事件の発生から既に30年以上が経過し、平成14年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認めてからも、相当の歳月が経っている。この間、我が国の拉致被害者5人とその家族が帰国したことは大きな成果であったが、その後は特別な進展もない状況が続いており、北朝鮮は納得のいく説明をすることもなく、極めて不誠実な態度をとり続けている。

朝鮮半島においては、昨年12月の金正日総書記死去に伴い新指導者の金正恩による体制となったが、いまだ不安定な政治情勢であり、また、北朝鮮の韓国延坪島砲撃に対抗する米韓軍事演習に対し、北朝鮮は「我々方式の聖戦で粉碎する」との声明文を出すなど、非常に緊迫した情勢にもなっている。

こうした中、去る2月29日、米政府高官は米朝交渉においてウラン濃縮活動及びプルトニウム型核開発の一時停止に合意したと発表した。このことは、拉致問題解決に向けた進展になるのではないかと期待するものである。

ただ、同時発表した北朝鮮側の合意文には、プルトニウム型核開発については盛り込まれておらず、北朝鮮はこれまで幾度も合意を反故にしてきた経緯もあることから、今後の動向を注視し、慎重に見極めていく必要がある。

言うまでもなく、拉致問題は重大な人権侵害であるとともに、我が国に対する主権の侵害でもあり、国の責任において解決すべき重要かつ喫緊の課題である。

また、被害者はもとより帰国を待ちわびている被害者家族も高齢化が進み、被害者の早期帰国の実現には一刻の猶予もなく、まさに時間との闘いとなっている。

よって、国においては、北朝鮮による人権の侵害をさらに一層広く世界に訴え、強固な国際連携のもと、北朝鮮政府に拉致被害者の再調査を強く求めるとともに、すべての被害者の早期帰国を実現させるなど、拉致問題の解決に向け全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月21日

徳島県議会議長 榎 本 孝